

日本生協連が厚生労働省に提出した意見とその回答

※日本生協連の意見は、前文を省略しています。また、厚生労働省の回答は個別に回答されたものではありませんが、当方への回答と思われる部分を編集して作成しました。

日本生協連の意見	厚生労働省の回答
<p>1. 全体的な輸入条件の妥当性の議論について</p> <p>現在、BSE 発生国で、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けた国（以下、評価済み国と表記します。）からの牛肉等の輸入については、30 か月齢以下とされています。月齢条件を「36 か月齢以下」とするのは今回が初めてのケースであり、その代わりにこれまでの評価済み国より SRM を広く除去することとしたものと推察しますが、この対応の妥当性については薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会で議論されていません。リスクアナリシスにおける透明性確保の観点から、設定された輸入条件の妥当性について薬事・食品衛生審議会の意見を聞くことが必要ではないでしょうか。また、今回のリスク管理措置が食品安全委員会の意見に合致しているのかについて、同委員会に確認することも必要ではないでしょうか。</p>	<p>1 について</p> <p>ブラジル産牛肉等の輸入に関する措置の見直しについては、食品安全委員会の答申の範囲内であることから、再度食品安全委員会に意見を聞く必要はありません。なお、管理措置内容については、薬事・食品審議会食品衛生分科会及び食品安全委員会に報告することとしています。</p>
<p>2. 月齢条件の妥当性について</p> <p>今回、月齢条件を 36 か月齢以下とした根拠については、「ブラジル国内における月齢管理体制等に鑑み」とされているだけで詳細が不明であり、管理体制の具体的内容について説明が必要と考えます。また、36 か月齢を判別する手段とその科学的妥当性についても説明がありません。上記 1 同様、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会で確認することが必要ではないでしょうか。</p>	<p>2 および 3 について</p> <p>食品安全委員会による食品健康影響評価の結果、「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸入条件については、よりリスクを低減する観点から、日本におけるリスク管理措置注を参考にリスク管理機関において適切に設定されたい」を踏まえ、ブラジル政府と協議をした結果、日本向けブラジル産牛肉等の月齢条件については、48 か月齢以下とすることとしました。</p> <p>月齢確認については、ブラジルにおける管理体制を考慮して、と畜場においてブラジル政府の検査官が歯列によって確認する方法を用い、永久歯の第 2 切歯が萌出し、</p>
<p>3. BSE 検査に関する指摘事項への対応について</p> <p>ブラジルではこれまで 2 例の BSE 陽性牛</p>	

が確認されていますが、2例目の牛は検査結果が判明する前に食肉製品に加工されています（販売前に全て回収、廃棄されたとされています）。食品安全委員会プリオン専門調査会における審議では、BSE検査に要する時間（最大1か月）について指摘されています。検査期間については、同専門調査会において「さらに改善するということはない」と事務局から説明されており、検査期間に関する指摘事項について、今回の輸入条件設定でどのように検討されたのか説明が必要と考えます。

4. 回腸遠位部の範囲について

SRM（特定危険部位）である回腸遠位部の除去範囲はブラジルと日本で異なります。食品安全委員会の評価書によれば、ブラジル国内では「盲腸との接合部分から少なくとも70cmの回腸」とされていますが、日本では「盲腸との接続部分から2メートル」（と畜場法施行規則）とされています。公表された見直し案には記載がありませんが、輸入条件は日本の基準に合わせるのでしょうか。

かつ乳歯の第3及び第4切歯が残っている状態（33か月齢以下）のものを対日輸出することとしました。ブラジル政府は本鑑別方法により、対日輸出される牛肉等の月齢が36か月以下であることが確保されるとしています。

2012年及び2014年に発生した2例のBSE陽性牛はそれぞれ約13歳、約12歳であり、ブラジル政府の説明ではいずれも非定型BSEです。検体の取扱手順等に関しては、OIE科学委員会でも最終的に問題とはされておらず、また、2事例とも販売されていません。

食品安全委員会においては、この2例の発生を踏まえた上で科学的評価が行われ、「ブラジルにおける牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、現行の管理措置においてはブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は低い」と判断されています。

4について

既に輸入再開している国に関しては、SRMの範囲を日本の基準にあわせて設定しています。ブラジル産牛肉等の対日輸出条件については、ブラジルにおける管理体制を踏まえ、全月齢の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）、脊髄、脊柱、扁桃及び回腸遠位部をSRMとしました。なお、回腸遠位部の除去範囲については、日本の基準にあわせ、盲腸との接続部分から2メートルを対日輸出条件としています。